

母子父子寡婦福祉資金 種類別一覧表

(令和8年4月1日から適用)

資金名	資金の概要	貸付対象者	区分	貸付限度額(円)	据置期間	償還方法	償還期間	利率			
事業開始	新たに事業を開始するために必要な設備・什器・機械等の購入資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	母子・父子福祉団体	5,580,000	貸付後1年	月賦	7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%			
			個人	3,720,000	貸付後1年						
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備・什器・機械等の新たな購入資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	母子・父子福祉団体	1,860,000	貸付後6ヵ月	月賦	7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%			
			個人	1,860,000	貸付後6ヵ月						
就職支度	母(父・寡婦)又は児童が就職するために必要な資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦 父母のない児童	一般	110,000	貸付後1年	年賦	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% (子に係るもの) 無利子 ※児童に係る貸付けの場合 無利子 (親等を連帯保証人とする)			
			特別	通勤のための自動車購入の場合 340,000							
医療介護	母(父・寡婦)又は児童が医療又は介護を受けるために必要な資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦	医療	340,000	疾病治癒後又は 医療見込期間後 (介護終了又は 介護見込期間後) 6ヵ月	半年賦	5年以内 (介護の償還払いの立 て替えは1回払)	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%			
			特別	特に経済的に困難な事情にある場合 510,000							
		母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	介護	500,000							
技能習得	母(父・寡婦)が知識や技能を習得するために必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	一般	月額 68,000	期間満了後1年	半年賦	20年以内 ※10年以内で運用	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%			
			特別	自動車運転免許取得の場合 460,000							
			一括	前納金高額等の場合 816,000							
生活	生活安定維持のため必要な資金 (1) 技能習得中の母(父・寡婦) (2) 医療若しくは介護を受けている母(父・寡婦) (3) 失業期間中の母(父・寡婦) (4) 母子家庭(父子家庭)になって7年未満(生活不安定期)の母(父) (5) 家計急変者の母(父)	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	技能習得	月額 141,000	期間満了後6ヶ月	半年賦	20年以内 ※10年以内で運用	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※養育費取得のための裁判費用の場合(12月相当)は、保証人無の場合も48万円以内は無利子(生活安定貸付期間に係る貸付けの無利子範囲額の累計が96万円を超えない範囲に限る。)			
				特別の事情があるとき(3月相当)【一括】 423,000							
				母(父・寡婦)が生計中心者でない場合 月額 79,000							
			医療介護	月額 118,000	期間満了後6ヶ月	半年賦	5年以内				
				特別の事情があるとき(3月相当)【一括】 354,000							
				母(父・寡婦)が生計中心者でない場合 月額 79,000							
		失業期間	月額 118,000	貸付期間満了後 (期間中に失業者でなくなった場合は その翌日から) 6ヶ月	半年賦	5年以内					
			特別の事情があるとき(3月相当)【一括】 354,000								
			母(父・寡婦)が生計中心者でない場合 月額 79,000								
			母子(父子)家庭となって 7年未満の母(父)				月額 118,000		貸付後6ヶ月	半年賦	8年以内
							特別の事情があるとき(3月相当)【一括】 354,000				
							貸付総額は2,832,000円以内				
		母(父)が生計中心者でない場合 月額 79,000									
		養育費取得のための裁判費用(12月相当) 1,416,000									
		家計急変者	児童扶養手当(全部支給)の範囲内	貸付後6ヶ月	半年賦	10年以内					
転宅	住居の移転に際し必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	－	260,000	貸付後6ヵ月	半年賦	3年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%			

住宅	母（父・寡婦）が現に居住する住宅の補修・改築や建設購入に必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	通常の増改築及び住宅取得	1,500,000	貸付後6ヵ月	月賦	6年以内 特別 7年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0%
			災害等の住宅全壊等	2,000,000				
修学	児童（子）を高校、大学、大学院、専門学校等に就学させるために必要な授業料、通学費、学用品等の購入費、教科外活動費等に充てるための資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	（別表）	（別表）	卒業後6ヵ月	半年賦	20年以内 ※10年以内で運用 ※専修一般課程は5年以内	無利子
修業	児童（子）が就職するために必要となる知識や技能を習得するために必要な授業料・材料費・交通費等に充てるための資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	一般	月額 68,000	期間満了後1年	半年賦	20年以内 ※10年以内で運用	無利子
			特別	自動車運転免許取得 460,000				
結婚	扶養する児童（子）の婚姻に際し必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	－	340,000	貸付後6ヵ月	半年賦	5年以内	（保証人有）無利子 （保証人無）年1.0%
就学支度 （修学）	児童（子）が高校、大学、大学院、専門学校、修業施設等に入学、入所する際に必要となる入学金、被服、靴、教材等の購入費等に充てるための資金 （注1）大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。 （注2）大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けた場合、その相当額について当該減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童	小学校	91,600	満15歳に達した日の 属する学年終了後6ヵ月	年賦	20年以内 ※10年以内で運用 ※専修一般課程は5年以内	無利子
			中学校	101,000				
		母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	＜国公立＞ 高等学校 専修学校（高等） ＜国公立・私立＞ 専修学校（一般）	自宅 150,000 自宅外 160,000	卒業後6ヵ月			
			＜私立＞ 高等学校 専修学校（高等）	自宅 410,000 自宅外 420,000				
			＜国公立＞ 短期大学 大学 高等専門学校 専修学校（専門課程又は専攻科） 大学院	自宅 420,000 自宅外 430,000				
			＜私立＞ 短期大学 大学 高等専門学校 専修学校（専門課程又は専攻科） 大学院	自宅 580,000 自宅外 590,000				
			中学卒業者	自宅 150,000 自宅外 160,000				
高等学校卒業者	自宅 272,000 自宅外 282,000							